

継続審査

大崎第一中学校の 存続に関する請願書

さる5月13日に、大崎第一中学校存続協議会（代表 弓削一弘氏）より、本町議会に提出された「大崎町立大崎第一中学校の存続に関する請願書」を受け、議会では議長を除く11名で構成する審査特別委員会を設置し、代表者弓削一弘氏より本請願の要旨と理由について説明を受け審査しました。

請願の要旨は、（現時点での中学校統合は、大崎第一中学校の保護者並びに地域住民の理解を得ていないため、時期尚早である。）とのことでした。

本特別委員会では、平成19～20年に開催された「大崎町立学校のあり方検討委員会」の経緯や、地域住民のさまざまな意見も参考にする必要があるため、今会期では採決に至らず、閉会中もなお継続して審査することとなりました。

陳情

採択

30人以下学級実現、義務教育費

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっており、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要なことから、国の関係機関へ意見書の提出をお願いします。

意見書

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に還元すること。

※右記の意見書を国の関係機関に提出しました。

議会改革

基本条例制定に向けて

意見交換はじまる

議会改革の道しるべとなる議会基本条例の制定にむけて、本町議会も全員協議会において意見交換を行いました。

議会基本条例とは、議会の最高規範とされ、地方分権時代に対応した議会並びに議員のありべき姿を条例として記したもので、全国で168自治体（23年3月）、鹿児島県内では県議会をはじめ、6市町が制定しています。